

門真市農業委員会定例総会議事録

- 1 日 時 令和5年4月4日（火）午前10時00分～午前10時42分
- 2 場 所 門真市役所 別館3階 第2会議室
- 3 議 長 寺内 隆史
- 4 署名委員
5番：田原 喜信 委員 7番：中野 利佑 委員
- 5 出席委員（7名）
2番：岩田 隆行 委員 3番：木原 早智子 委員
5番：田原 喜信 委員 6番：寺内 隆史 委員 7番：中野 利佑 委員
8番：中道 文夫 委員 9番：橋中 信廣 委員
- 6 欠席委員（2名）
1番：浅田 幸次 委員 4番：巽 茂樹 委員
- 7 職務のため出席した者
局長：高田 隆慶
局次長：吉田 武史
主任：谷本 大輔
主査：河坂 章志
係員：森本 翔太
- 8 議案・報告等
 - (1) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可
 - (2) 議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可
 - (3) 議案第6号 「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について
 - (4) 議案第7号 「門真市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について
 - (5) 報告第6号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出

<会議の詳細>別紙のとおり

【 署 名 】

議 長

寺内隆史

署名委員

田原喜信

署名委員

中野利佑

令和5年4月4日（火）午前10時00分～午前10時42分

農業委員会議事録

会長	<p>ただ今から令和5年第4回農業委員会総会を開催いたします。 本日の委員会は、9名中7名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。 本日の議事録の署名委員でございますが、 5番：田原 喜信 委員 7番：中野 利佑 委員 にお願いすることといたします。 それでは、本日の議事に移ります。 議案第4号「農地法第3条の規定による許可」についてです。 それでは事務局説明願います。</p>
事務局	<p>はい。農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請がありましたので、ご審議をお願いいたします。 農地法第3条の規定による許可申請とは、農地を農地のまま、売買又は貸借等の権利移動を行う場合に申請するものです。 それでは、申請内容の確認に入ります。 申請内容につきましては、議案第4号の議案書をご覧ください。 申請につきましては、1件でございます。 許可要件をまとめた資料につきましては、議案書添付の農地法第3条調査書をご覧ください。 また、提出された許可申請書や土地の状況につきましては、添付資料をご覧ください。1ページから11ページまでに、提出された許可申請書の写し、地図及び現地調査の写真等を添付しております。 なお、本申請につきましては、親族間の無償での所有権移転であり、世帯での営農状況は今後も変更なく行われる計画で、耕作地は現状のまま使用するため、周辺への影響はないものと見込まれます。 申請内容について、別添資料1ページの許可申請書の写しをご覧ください。 1の申請者氏名等および2の土地の所在等は申請書のとおりでございます。 続いて、2ページの「農地法第3条の規定による許可申請書（別添）」をご覧ください。 まず、第1号関係でございますが、1-1に記載のとおり、権</p>

利を取得しようとするもの又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況は、全て自作地でございます。

次に、申請地の取得後の営農計画、機械の所有の状況、農作業に従事する者の状況につきましては、1-2の(1)から(3)に記載のとおりです。

3ページをご覧ください。第2号関係につきましては、法人に関する要件であり、本件は個人のため、「その他」に該当いたします。

次に、第3号関係につきましては、信託要件であり、本件は信託によるものではないため、「その他」に該当いたします。

次に、第4号関係でございますが、権利を取得しようとする者及びその世帯員の農作業への従事状況につきましては、「4権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作に必要な農作業への従事状況」に記載のとおりでございます。

次に、第5号関係でございますが、5-1に記載のとおり権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後の農地の面積は1,780㎡となります。

次に、5-2につきましては、経営面積が下限面積に満たない場合の要件であり、本件は該当いたしません。

4ページに移りまして、第6号関係でございますが、これは所有権以外の権原に基づき農地を貸付または質入れする場合の要件であり、本件は該当いたしません。

次に、第7号関係でございますが、「7周辺地域との関係」につきましては、申請書に記載のとおりでございます。

それでは、許可要件の確認をいたします。議案書添付の別添議案第4号「農地法第3条調査書」をご覧ください。

個人による所有権移転は、農地法第3条第2項第1号・第4号・第5号・第7号の各要件を満たす場合に許可することができます。

まず、第1号要件の全部効率利用要件につきましては、譲受人及びその世帯員は農作業に必要な機械としてトラクター・耕運機・田植機を所有しており、また長年にわたる農作業経験もあるため、保有する農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

次に、同項第4号要件の農作業常時従事要件につきましては、譲受人及びその世帯員は、年間150日以上農作業に従事しており、農作業を行う必要がある日数、農作業に従事すると見込まれます。

次に、同項第5号要件の下限面積要件につきましては、譲受人

及びその世帯員の権利移転後の耕作面積は 1,780 m²であり、本市の下限面積である 10 アール、つまり 1,000 平方メートル以上の要件を満たします。

最後に、同項第 7 号要件の地域調和要件につきましては、本件は、権利移転後も、現状のまま利用する予定であり、また、現地調査により周辺の農地を含めた当該申請地の利用状況等も確認し、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと見込まれます。以上のことから、本件は許可できる案件と考えます。

会長 ただいまの説明について、何かご意見はございませんか。
はい、中道委員。

中道委員 中道です。農地面積の下限要件についてですが、皆さんご存知のとおり、農地法の改正により 4 月 1 日付けで下限面積が撤廃されましたが、これは 3 月中の申請なので適用されないということでしょうか。

事務局 はい、おっしゃる通りです。

会長 他によろしいでしょうか。
ご意見がないようですので採決にはいります。議案第 4 号、「農地法第 3 条の規定による許可」について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【委員挙手】

会長 全会一致で、議案第 4 号、「農地法第 3 条の規定による許可」について、議案のとおり許可することと決しました。
それでは次に移ります。
議案第 5 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可」についてです。それでは事務局説明願います。

事務局 はい。本件につきまして、農地法第 4 条第 1 項の規定により市街化調整区域内の農地を農地以外のものに転用する許可の申請があったので、ご審議をお願いいたします。
議案第 5 号のページをご覧ください。
内容は、議案書のとおり門真市大字横地の市街化調整区域内に位置する 1 筆で、面積は 39 m²となっており、申請地は転用済み

です。

農地法第4条の許可要件については、農地区分に対し、立地基準と一般基準があり、両方を満たした場合に許可することができます。

農地区分につき門真市においては、市街地の農地である第3種農地と市街地近郊農地である第2種農地のどちらかに区分されます。

第3種農地と第2種農地を比較した場合、第3種農地の方が許可条件は厳しくなく、原則許可できる農地となります。

これは市街地化の傾向が著しい区域内にある農地を指し、沿道に水管等が埋設されているかどうか判断材料のひとつになります。

一方、第2種農地は、第3種農地の要件を満たさない農地のうち、市街地化が見込まれる区域内にある農地を指し、第3種農地に立地困難な場合に許可できます。

今回の申請につき、第3種農地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地を指し、水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設された道路（幅員4m以上等）の沿道にあつて、概ね500m以内に2以上の公共施設等があることが要件となります。

申請地については、水管及び下水道管が埋設された幅員4m以上の道路の沿道にあり、500m以内に門真市立第二中学校および門真市立沖小学校があるため、第3種農地と判断ができます。

それでは、議案書に添付の「農地法第4条の規定による農地転用の許可申請に関する件」をご覧ください。

立地基準に関しては第3種農地にあたる当該地は許可できるとあります。

次に、一般基準の説明を致します。

上から順に確認していきます。

まず、農地のすべてを事業の用に供することが确实と認められる場合については、添付資料19ページの利用計画図のとおり、土地全てを効率的に利用しております。

次に、一般基準の下3つについては、13ページ申請書のとおりで、排水は雨水のみで勾配をつけて水道路側に流れるよう施しております。

以上が一般基準です。

ただいま説明した通り、立地基準及び一般基準を踏まえ、本件は許可できる案件と考えます。

また、本件は、4月19日に一般社団法人大阪府農業会議の「常

設審議委員会」で意見聴取する予定でございます。意見聴取の結果、許可相当とされた場合は、農地転用を許可してよいか、ご審議をお願いいたします。

会長

ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。
ガス管は通ってないの？他で要件を満たしているから確認はしていない？

事務局

はい、その通り図面等は確認しておりませんが、現地調査にてシールの確認はさせていただいた通りです。

会長

分かりました。
他にご意見ご質問ございませんでしょうか。
それでは、他にご意見がないので採決にはいります。
議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可」について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【委員挙手】

会長

全会一致で、議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可」については、議案のとおり許可することと決しました。
次に移ります。
議案第6号「令和5年度最適化活動の目標の設定等」についてです。それでは事務局説明願います。

事務局

はい。本件は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動（以下「最適化活動」という。）の透明性を確保するため、法第37条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされています。

このたび、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知。以下「局長通知」という。）が定められ、各農業委員会は、最適化活動の実施状況の公表に当たり、最適化活動の目標（局長通知の第1の2の(1)の成果目標及び(2)の活動目標をいう。以下同じ。）の設定等に取り組むこととされているもので、その策定・公表をするに当たり、委員会の意見を求めるものです。

では、「令和5年度最適化活動の目標設定等」について、議案書添付の資料をご覧ください。

まずローマ数字のⅠ農業委員会の状況についてです。

1 農業委員会の現在の体制ですが、任命委嘱日、令和2年7月20日、任期満了日は令和5年7月19日です。農業委員数は定数9名、実数も9名になっており内、認定農業者に準ずる者1名、女性1名、中立委員1名となっております。最適化委員は定めておりません。

2 農家・農地等の概要ですがこちらの数値は2020年農業センサス及び令和4年の耕地及び作付面積統計に基づいて記入しております。

続きまして次ページのローマ数字のⅡ最適化活動の目標についてであります。1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積①現状及び課題について、現状の「管内の農地面積」は令和4年の耕地及び作付面積を記載、「これまでの集積面積」は経営局長通知により国版認定農業者と基本構想水準到達者の農地面積を記載し、その結果、集積率は2.6%となります。課題としましては、「宅地化の進行により農地が減少しているだけでなく、家族経営の農業者が多く、人手不足のため経営農地の拡大が難しい。また、農業者の高齢化により、担い手が少なく一層厳しい状況」にあります。②目標につきまして、表の一番上、目標年度及び集積率に関しては大阪府の方針に基づき令和5年度に集積率25%としております。この25%の目標には大阪版認定農業者も含めるとありますので、今年度の目標に大阪版認定農業者の農地面積を記載しております。

(2) 遊休農地の解消について、①現状及び課題②目標については令和4年度の農地パトロールにてご指摘のありました農地に関しても、その後、事務局により確認したところ草刈り等されており遊休農地として報告する農地はございません。

続きまして次ページをご覧ください。

(3) 新規参入の促進①現状及び課題ですが令和2年度から昨年度までは新規参入者0でございます。継続課題として「農業への新規参入者が少なく、また貸付を希望する農地が少ない為、参入が難しい」としております。②目標の表についてですが権利移動面積は令和元年度0.014ha、2年度0.192ha、3年度0haとなっております、平均が0.078haであります、様式上は小数点第1位を四捨五入された数値で標記されます。その下の「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」が目標にあたりますが目標は平均の1割以上と

されておりますので0.0078haを目標としておりますが、権利移動面積と同様に様式上ご覧の数値となっております。

次に2最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、1人当たりの活動日数は月3日とし、内訳といたしましては毎月の農業委員会総会で1日、それに加え2週間に1度の活動で月2日と考えております。(2)活動強化月間の設定目標は10月に農地パトロールを予定しております。(3)新規参入相談会への参加目標は詳細未定ですが1回としております。

本件についての説明は以上でございます。

会長

ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。

はい、中道委員。

中道委員

中道です。えっと2ページ目、令和5年度最適化活動の目標の設定等の設定の資料の2ページ目の、ローマ数字Ⅱの最適化活動の目標の1農地の集積のところなんですけど、先ほど、ご説明の中でずっと流さったと思うんですけども、現状及び課題の現状のこれまでの集積面積のところ1という数字が入っているんですけども、これは添付資料の25ページを見ると去年は2という数字が入ってます。ですので、その年度ごとの数字ではなくって今までためてきた数字が2やったのに1になっている理由について、先ほどずっと流さったと思うんですけども、ちょっとその点をもう少し詳しく教えていただきたいのと、もう一つ同じページの遊休農地の解消というところで、現状及び課題のところ1号遊休農地が面積ゼロ、去年もゼロやったんですけど本年度もゼロということで、その課題のところ遊休農地が無いため新たに発生させないことを目標とする、という風に高らかに書いていただいておりますけれども、この遊休農地というのはおそらく、今後耕作する見込みがない農地ということかなと思うんですが、農地パトロール我々したところ、この遊休農地どころか荒廃農地にあたるんじゃないかというところも何か所すぐにイメージできるんですけども、そういったところの手続きと、この遊休農地0ヘクタールという風に書いてあるところの考え方について、ちょっとご説明いただいたらと思います。

事務局

はい。まず、遊休農地の方から説明させていただきます。こち

らの方は、農地パトロールをしていただいた中で、最後報告させていただいた2件について刈ってないよというところがあったかと思うのですが、ここにつきましても3月中に確認に行きまして、草を刈られておられました。荒廃農地については、四宮とか大和田地区にもあったんですが、人が入れない所であったりとかそういう形になりますと、農地としては基本的には認めないという風な通知も来ております。荒廃農地に関しましては、今後の手続きを進めないといけないかなと思うんですけども、農地台帳から外す非農地判断をしていくという形になるんですけども、そういう農地はあるかと思いますので遊休農地はゼロという形で報告させていただいております。

もう一つがですね、農地の集積の、去年が集積2ヘクタールで本年が1ヘクタールで半分になってしまっているというところで、ご指摘の点なんですけど、こちらの方集積に関しましては、国版認定農業者及び門真市基本構想水準到達者という方の担い手に関しての集積になっています。これに関しまして、前年度から本年度にかけてお亡くなりになられた方がおりまして、ちょっとお名前は伏せさせていただきますが、その方の農地がかなり広大な農地を持ってはりまして、1ヘクタール超えているような状況でありまして、その方が外れましたので1ヘクタールになってしまったというような状況になります。お願いいたします。

会長 はい、ありがとうございます。

中道委員 遊休農地の定義から外すという、そういう形なんですね。

会長 他にご質問ございませんでしょうか。

では、ご意見がないので採決にはいります。

議案第6号、「令和5年度最適化活動目標の設定等」について、決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【委員挙手】

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で、議案第6号「令和5年度最適化活動目標の設定等」については、議案のとおり決定することとします。ありがとうございます。

次に移ります。

議案第7号「門真市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に

関する指針」についてです。それでは事務局説明をお願いいたします。

事務局

はい。本件は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動（以下「最適化活動」という。）を実施することとされています。この際、農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標等を内容とする指針（法第 7 条第 1 項の指針をいう。以下「指針」という。）を定めるとともに、公表しなければならない（法第 7 条第 3 項）とされています。

本市では平成 30 年 5 月 8 日に指針を策定したところではありますが、本年 4 月 1 日施行の改正農業委員会法を踏まえた内容にする必要があり、この指針について平成 30 年策定分を廃止し、新たに指針を策定・公表するに当たり、委員会の意見を求めるものです。

では、「門真市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、議案書添付の資料をご覧ください。

また、添付資料 27 ページにある平成 30 年策定の指針をご覧ください。

法改正におけるポイントは 2 つです。

1 つ目は目標です。最適化活動の目標は議案 6 号にもありましたように、①農地の集積②遊休農地の解消③新規参入の促進の 3 つです。前回策定分には「農地の集積」目標がございませんので、これを記載し、前回記載の「4. 地域住民の農業理解促進」は削除しております。

2 つ目はその目標に対する評価方法を策定することとされており、評価の基準と目標はそれぞれ、①農地の集積率・25%②遊休農地の割合・新たに発生させない③新規参入者の数・1 経営体としており、評価については「最適化活動の目標の設定等」における点検評価いわゆる結果報告である「農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとするとしております。

本件についての説明は以上でございます。

会長

ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問等はございませんでしょうか。

中道委員	はい。
会長	はい、中道委員。
中道委員	<p>感想というレベルなんですけど、答弁は必要ないと思いますが、平成 30 年に定めて、当時中野会長が定めていただいた指針、(4) で地域住民の農業理解促進というのが今回の法改正によって指針の中から無くなるということなんですけれども、書いてあること自体は非常に素晴らしいことなんで、この改正の趣旨から外れることにあるにせよ、この地域住民の農業理解促進というのは無くなって寂しいなという感想があります。それともうひとつ、新しい指針の推進方法のところなんですけれども、その中で農業委員会として地域ごとに人と農地の問題を解決し、という下りなんですけども、それぞれ地区担当の委員さんが中心となって委員会全体として取り組んでいかなあかんということ、それぞれの委員さんにも頑張ってもらって、我々全体としてもそれを議論しつつ、バックアップしていくというそういうかたちになると思うんですけれども、なかなか新しい制度になって頑張らなあかんところかなと。はい、感想ですん</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。 他にご意見ご質問ございませんでしょうか。皆さん、よろしいでしょうか。</p> <p>では、ご意見がないので採決にはいります。 議案第 7 号、「門真市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
会長	<p style="text-align: center;">【委員挙手】</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致で、議案第 7 号「門真市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については、議案のとおり決定することといたします。 次に移ります。 これが最後ですかね。報告第 6 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出」についてです。それでは事務局説明の方よろしくお願いいたします。</p>

事務局	<p>はい。本件は、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにする届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。</p> <p>届出内容につきましては、報告第6号の議案書をご覧ください。届出につきましては、番号1から2までの2件でございます。1件目についてであります。</p> <p>地図、申請書の写し並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料28ページから44ページでございます。当該届出地は、添付資料32ページの地図のとおりでございます。届出内容は、28ページのとおり転用の目的は露天駐車場であります。</p> <p>現地調査へは、事務局から濱岡が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。</p> <p>次に、2件目についてであります。</p> <p>地図、申請書の写し並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料45ページから57ページでございます。当該届出地は、添付資料50ページの地図のとおりでございます。届出内容は、45ページのとおり転用の目的は露天駐車場であります。</p> <p>現地調査へは、農業委員会より寺内会長、中道委員、事務局より私谷本と河坂が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問等はございませんでしょうか。</p>
中道委員	<p>はい。</p>
会長	<p>はい、中道委員どうぞ。</p>
中道委員	<p>報告第6号の番号1の方なんですけれども、添付資料の中で、34ページ、35ページ、36ページ等々で原戸籍までつけていたでいて、内容的にはよく分かるですけども、おそらくこれ付けていただいている趣旨は申請人の方の名字が変わってるんで、それを追跡できるようなかたちで、あの原戸籍まで遡って</p>

付けていただいているんだと思うんですけど、あの例えば、この前の議論もありましたし、これは事務局でしっかり見ていただくということであれば、我々がこの資料を見る必要もないのかなという気がしたんです。

会長

そうですね。総会で議論するということであれば提示できる状態にしておけば、あえてここまで添付する必要はないかなというところで、その方が私は良いと思います。
ありがとうございます。他にございませんでしょうか。
本日の議題は以上です。委員会はこれで閉会いたします。ありがとうございました。